

「転ばぬ先の杖」

ご存じですか？

成年後見制度

▼問い合わせ先

高齡福祉課 高齡者支援係

■成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方の財産と生活を、家庭裁判所が選ぶ援助者が守る制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

◆法定後見制度(図1参照)

利用する人の判断能力の程度に応じて3つの種類(補助、保佐、後見)に分けられます。

◆任意後見制度(図1参照)

現在は判断能力のある人が将来認知症などで判断能力が衰えたときに、財産管理や日常生活での契約などの法律行為を本人に代わって行う人をあらかじめ自分で決めておく制度です。

■法定後見制度はどんなことができる制度？

裁判所が決めた後見人は、本人に代わって次のことができます。保佐人、補助人の権限は、家庭裁判所の判断により決められます。

【身上監護】

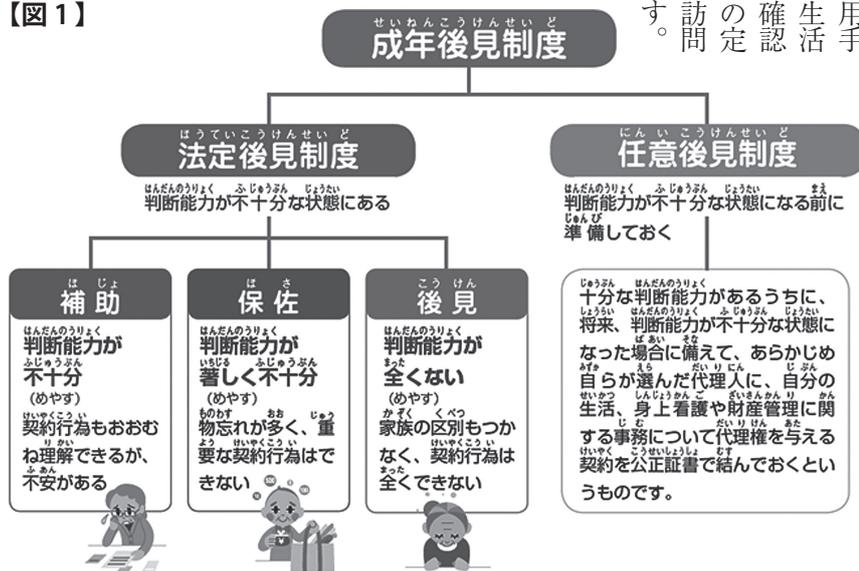
本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。例として、老人ホームなど介護施設の各種手続きや費用の支払い、障害福祉サービス

【財産管理】

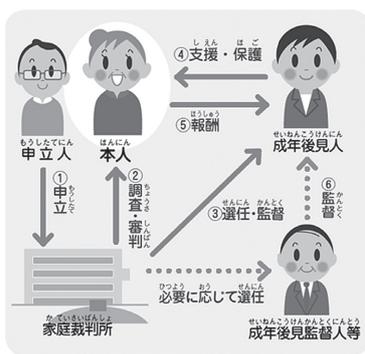
本人に代わって財産の管理を行います。例として、印鑑、預貯金通帳の管理、収支の管理、不動産の管理・処分、遺産相続の手続きなどです。

スの利用手続き、生活状況の確認のための定期的な訪問などです。

【図1】



【図2】



■法定後見制度を利用するには？

法定後見制度を利用するためには、本人の住所地を所管する家庭裁判所(小諸市は長野家庭裁判所佐久支部)に審判を申し立てます。申し立てができる人は、

「本人」「配偶者」「四親等以内の親族」などです。また、本人に判断能力が無く、親族がいな場合は市長が申し立てを行います。

申し立て後、2か月から4か月で成年後見人等が選任され、支援が開始されます。(図2参照)

■住み慣れた地域で安心して暮らせるために

認知症などの病気による、理解力や判断能力の低下は、将来誰もが起りうることです。悪質商法や経済的虐待の被害から身を守るとともに、住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを送るための手段の一つとして、成年後見制度の利用を考えてみませんか。

制度に関してさまざまな相談窓口を設けています。お気軽にご相談ください。

■成年後見制度についての相談窓口

- ・【さく成年後見支援センター】(福)佐久市社会福祉協議会内
☎0267-64-5255 Eメール:kouken@sakusi-shakyo.or.jp
所在地:佐久市取出町183番地 野沢会館2階
開所時間:(月)~(金) 午前8時30分~午後5時15分
(祝日及び年末年始は除く。)
- ・【小諸市地域包括支援センター】☎24-1051・26-2250
- ・【小諸市高齡福祉課 高齡者支援係】